

第6章 障害福祉サービスの必要な見込量とその確保の方策

第3期計画における障害福祉サービスの必要な見込量は、市町村が策定した第3期市町村障害福祉計画との整合性を図り、市町村の見込量を基に算出しています。

市町村では、第2期市町村障害福祉計画の進捗状況を分析、評価し、第3期市町村障害福祉計画に向けた課題等を整理した上で、国が定めた基本指針や過去の実績、地域の実情等を踏まえて、見込量を算出しています。

なお、この必要なサービス量の算出に当たっては、地域生活や一般就労への移行に関する数値目標（目標年度：平成26年度）を設定し、その上で、当該数値目標の達成を目指して、必要な障害福祉サービス等の量を見込んでいます。

1 必要なサービスの見込量と確保の方策

<障害福祉サービス利用量の見込みの状況（全体）>

単位：人／月

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス		2,576	2,781	2,956
日中活動系サービス		7,703	8,199	8,721
居住系サービス（GH・CH）		1,217	1,308	1,395
施設入所支援		2,417	2,426	2,433
合計		13,913	14,714	15,505
相談支援	計画相談支援	1,128	2,061	3,079
	地域相談支援（地域移行支援）	110	111	112
	地域相談支援（地域定着支援）	435	521	556

(1) 訪問系サービス

居宅介護等の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、日常生活上の介護や支援が必要な人が居宅で生活していく上で重要なサービスです。

ア 現状と課題

居宅介護及び重度訪問介護は、利用ニーズが高く、新見市と新庄村を除き、全県に展開していますが、マンパワーの不足や対応能力の差が課題となっています。

同行援護は、平成23年10月に個別給付化されたサービスで、視覚障害のある人の外出支援に大きな役割を果たすものであり、ニーズに対応できる体制の整備を図っていく必要があります。

行動援護は、高梁・新見サブ圏域と真庭サブ圏域には事業所がなく、利用ニーズも限られていますが、少ない利用ニーズに適切に対応できる体制を整備しておく必要があります。

重度障害者等包括支援は、全県的に利用実績が少なく、事業所も倉敷・井笠サブ圏域に1か所あるのみですが、他の圏域においては事業所の設置も視野に入れながら、適切に対応できる体制を整備しておく必要があります。

イ 今後の取組

このため、ホームヘルパー等の計画的養成や資質の向上を図るとともに、介護保険事業者を含め、多様な事業者の参入を図る等、県内どこでも必要な訪問系サービスが利用できることを目指して、必要とされるサービス量が充足されるよう努めます。

また、行動援護、重度障害者等包括支援については、事業所の確保も視野に入れて、利用ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

<訪問系サービスの見込量>

区 分		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	
		【人/月】	【時間/月】	【人/月】	【時間/月】	【人/月】	【時間/月】	
行動援護、 居宅介護、 重度障害者等 包括支援	備前圏域	1,243	26,897	1,345	29,454	1,426	30,976	
	備中圏域	1,083	17,251	1,162	18,576	1,232	19,789	
	美作圏域	250	3,384	274	3,631	298	3,899	
	合 計	2,576	47,532	2,781	51,661	2,956	54,664	
	再 掲	倉敷・井笠圏域	1,049	16,940	1,124	18,262	1,190	19,444
		高梁・新見圏域	34	311	38	314	42	345
		津山・勝英圏域	205	2,754	218	2,896	231	3,029
真庭圏域		45	630	56	735	67	870	

① 居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、掃除・洗濯等の家事援助等を行うサービスです。

＜居宅介護サービスの見込量＞

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	
	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	
備 前 圏 域	1,061	12,660	1,122	13,433	1,182	14,210	
備 中 圏 域	964	12,088	1,013	12,679	1,064	13,338	
美 作 圏 域	232	2,901	247	3,085	262	3,258	
合 計	2,257	27,649	2,382	29,197	2,508	30,806	
再 掲	倉敷・井笠圏域	934	11,785	979	12,373	1,026	13,001
	高梁・新見圏域	30	303	34	306	38	337
	津山・勝英圏域	192	2,301	202	2,410	212	2,508
	真庭圏域	40	600	45	675	50	750

② 重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常時介護が必要とされる人に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

＜重度訪問介護サービスの見込量＞

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	
	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	
備 前 圏 域	111	11,892	118	12,272	126	12,688	
備 中 圏 域	33	3,790	37	4,210	40	4,510	
美 作 圏 域	6	331	8	338	10	352	
合 計	150	16,013	163	16,820	176	17,550	
再 掲	倉敷・井笠圏域	33	3,790	37	4,210	40	4,510
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	6	331	7	338	8	352
	真庭圏域	0	0	1	0	2	0

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。

＜同行援護サービスの見込量＞

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	
	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	
備 前 圏 域	35	1,413	62	2,669	68	2,850	
備 中 圏 域	56	745	78	1,015	91	1,239	
美 作 圏 域	11	122	18	178	23	238	
合 計	102	2,280	158	3,862	182	4,327	
再 掲	倉敷・井笠圏域	52	737	74	1,007	87	1,231
	高梁・新見圏域	4	8	4	8	4	8
	津山・勝英圏域	6	92	8	118	8	118
	真庭圏域	5	30	10	60	15	120

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパー等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護支援、外出支援を行うサービスです。

＜行動援護サービスの見込量＞

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	
	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	
備 前 圏 域	35	922	42	1,070	49	1,218	
備 中 圏 域	27	274	31	318	34	348	
美 作 圏 域	1	30	1	30	2	37	
合 計	63	1,226	74	1,418	85	1,603	
再 掲	倉敷・井笠圏域	27	274	31	318	34	348
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	1	30	1	30	2	37
	真庭圏域	0	0	0	0	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害があり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、サービス利用計画に基づき居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うサービスです。

＜重度障害者等包括支援サービスの見込量＞

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	
	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	
備 前 圏 域	1	10	1	10	1	10	
備 中 圏 域	3	354	3	354	3	354	
美 作 圏 域	0	0	0	0	1	14	
合 計	4	364	4	364	5	378	
再 掲	倉敷・井笠圏域	3	354	3	354	3	354
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	0	0	0	0	1	14
	真庭圏域	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

障害のある人の自立と社会参加の促進を図るためには、その人のニーズ等に応じて必要とする日中活動の場に係るサービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練））、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所）が十分に受けられることが必要です。

ア 現状と課題

生活介護は、利用ニーズが高く、今後も利用者の増加が見込まれるため、事業所を確保することが課題です。

自立訓練（機能訓練）は、県内の事業所数が少なく、県外の事業所を利用せざるを得ない状況であることから、事業所の確保が課題です。

自立訓練（生活訓練）は、利用ニーズは高くないものの、事業所の数及び利用定員が不足しており、充実が必要です。

就労移行支援、就労継続支援に係るサービスは、全ての圏域で利用ニーズが高く、事業所の確保も進んでいますが、就労移行支援、就労継続支援（A型）は備前圏域と備中圏域で利用ニーズが高く、利用者の意向や障害の状況に応じて適切に就労及び職場定着の支援ができる事業所の確保が必要です。

短期入所は、障害のある人を介護する人の疾病等不測時における緊急避難的な性格を有するサービスであるため、必要なときに適切に対応できる体制を確保しておく必要があります。

療養介護は、利用対象者は少ないのですが、現在、県内には1事業者のみで不足が見込まれることから、全県域を対象とした事業所の確保が必要です。

イ 今後の取組

このようなサービスごとの課題に適切に対応するため、新規事業所の参入促進を図り、障害保健福祉圏域（3圏域。ただし療養介護については全県域）を単位として、見込量に応じた事業所数の確保や利用のしやすさに配慮した配置に努めるとともに、事業所の確保に当たって、福祉人材センター等との連携を図り、適切なマンパワーの確保を促進し、障害のある人が、必要とする日中活動系サービス等の提供を受けられることを目指して、介護保険事業所の活用による基準該当サービスを含め、必要なサービス量が充足されるよう努めます。

① 生活介護

常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創造的又は生産活動の場の機会を提供します。

＜生活介護サービスの見込量＞

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量
	【人／月】	【人日／月】	【人／月】	【人日／月】	【人／月】	【人日／月】
備 前 圏 域	1,377	26,902	1,441	28,157	1,486	28,950
備 中 圏 域	1,313	24,742	1,368	25,815	1,426	26,945
美 作 圏 域	614	11,989	635	12,404	647	12,629
合 計	3,304	63,633	3,444	66,376	3,559	68,524

② 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人が地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、一定期間、身体機能のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

＜自立訓練（機能訓練）サービスの見込量＞

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量
	【人／月】	【人日／月】	【人／月】	【人日／月】	【人／月】	【人日／月】
備 前 圏 域	10	202	10	202	12	246
備 中 圏 域	5	106	5	106	5	106
美 作 圏 域	6	125	7	146	8	167
合 計	21	433	22	454	25	519

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人や精神障害のある人が地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等のため、一定期間、入浴、排せつ、食事等日常生活能力を向上するための訓練を行います。

<自立訓練（生活訓練）サービスの見込量>

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】
備 前 圏 域	81	1,856	91	2,059	102	2,272
備 中 圏 域	83	1,472	92	1,651	103	1,808
美 作 圏 域	45	923	50	1,029	57	1,177
合 計	209	4,251	233	4,739	262	5,257

※宿泊型自立訓練を含む。

④ 就労移行支援

一般就労を希望する65歳未満の障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

<就労移行支援サービスの見込量>

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】
備 前 圏 域	242	4,259	267	4,756	311	5,559
備 中 圏 域	150	2,785	187	3,523	221	4,221
美 作 圏 域	48	960	61	1,219	66	1,322
合 計	440	8,004	515	9,498	598	11,102

※就労移行支援（養成施設）を含む。

⑤ 就労継続支援（A型）

事業所内において、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に、雇用契約に基づく働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援も行います。

<就労継続支援（A型）サービスの見込量>

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】
備 前 圏 域	535	10,469	567	11,096	598	11,713
備 中 圏 域	213	4,139	264	5,201	318	6,304
美 作 圏 域	61	1,260	66	1,388	81	1,728
合 計	809	15,868	897	17,685	997	19,745

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難となつた人や、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等又は就労継続支援（A型）の雇用に関わりつかなかつた人などに雇用契約に基づかない、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<就労継続支援（B型）サービスの見込量>

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】
備 前 圏 域	1,032	17,671	1,067	18,285	1,108	18,985
備 中 圏 域	1,007	18,328	1,073	19,549	1,152	20,983
美 作 圏 域	382	7,148	404	7,542	427	7,956
合 計	2,421	43,147	2,544	45,376	2,687	45,924

⑦ 療養介護

医療及び常時介護を必要とする人に、医療機関において医学的管理の下に、食事、入浴等の介護及び日常生活上の相談支援等を行います。

<療養介護サービスの見込量>

区 分	平成24年度 【人／月】	平成25年度 【人／月】	平成26年度 【人／月】
全 県 域	79	80	83

⑧ 短期入所

居宅において、障害のある人の介護をする人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。

<短期入所サービスの見込量>

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量
	【人／月】	【人日／月】	【人／月】	【人日／月】	【人／月】	【人日／月】
備 前 圏 域	186	965	208	1,058	232	1,118
備 中 圏 域	154	771	170	861	185	941
美 作 圏 域	80	491	86	509	93	532
合 計	420	2,227	464	2,428	510	2,591

(3) 居住系サービス

障害のある人が自立し、地域社会で生活していくためには、障害のある人本人の意向を尊重しつつ、生活の場が十分確保されていることが必要です。

特に、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を促進していくためには、グループホーム、ケアホームなどの居住基盤の整備促進が必要です。

ア 現状と課題

共同生活援助及び共同生活介護は、障害のある人の地域移行が進むことに伴い、利用ニーズはさらに高まると想定されることから、障害保健福祉圏域（3圏域）を単位として、グループホーム、ケアホームの確保等が必要です。

施設入所支援は、真に支援を受ける必要のある（重度の）利用者に配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。

イ 今後の取組

このため、共同生活援助、共同生活介護については、その運営への新規参入を進めるとともに、公営住宅の活用等も検討しながら、圏域内のいずれの地域においてもグループホーム、ケアホームが利用できるよう、障害のある人の地域生活における居住基盤の整備を促進します。

また、平成23年10月に導入されたグループホーム、ケアホーム利用者を対象とした家賃助成制度を有効に活用しながら、障害のある人の地域移行を進めていきます。

施設入所支援については、真に必要な人の利用見込量に応じた入所定員の確保を図ります。

① 共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

＜共同生活援助及び共同生活介護サービスの見込量＞

単位：人／月

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
備 前 圏 域	454	482	505
備 中 圏 域	512	560	605
美 作 圏 域	251	266	285
合 計	1,217	1,308	1,395

② 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

＜施設入所支援サービスの見込量＞

単位：人／月

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全 県 域	2,417	2,426	2,433

(4) 相談支援

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送る上で、相談支援は重要なサービスです。

このため、障害のある人に対して、効果的な相談支援サービスを提供できる体制の整備が必要であり、サービス提供事業者等の連絡調整の適切な実施や、様々な種類のサービスを組み合わせ、計画的に利用できるようにするとともに、入所施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人の地域移行や地域定着に係る相談に応じることのできるようにすることが必要です。

ア 現状と課題

指定相談支援の利用実績は非常に低くなっており、その背景として、対象者となる利用者が限られるという制度的な問題に加え、障害種別による対応能力の格差等が指摘されています。また、事業所は圏域単位でみると1か所以上確保されているものの、事業所があるのは13市町村であり、このほかの市町村における事業者の確保が課題です。

イ 今後の取組

障害者自立支援法の改正により、これまでの指定相談支援について、対象者の大幅な拡大、サービス内容の拡充等の見直しが行われ、計画相談支援として再編されました。また、施設・病院に入所・入院している障害のある人の地域移行等を支援するため、これまで補助事業として実施されていた相談事業が、地域移行支援及び地域定着支援として個別給付化されました。

今後は、相談支援従事者の計画的養成や資質の向上、サービス提供事業者との連携強化、指定相談支援事業者の確保等を推進して、相談支援体制を充実させ、必要なサービス量の充足に努めます。

①計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害のある人を対象に、サービス利用支援（支給決定前のサービス等利用計画案の作成、支給決定時のサービス事業者等との調整及びサービス等利用計画の作成）及び継続サービス利用支援（支給決定後の利用状況の検証、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）等）を行うサービスです。

<計画相談支援サービスの見込量>

単位：人／月

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
備	前 圏 域	669	1,230	1,836
備	中 圏 域	296	525	781
美	作 圏 域	163	306	462
合 計		1,128	2,061	3,079
再 掲	倉敷・井笠圏域	236	410	602
	高梁・新見圏域	60	115	179
	津山・勝英圏域	123	232	353
	真庭圏域	40	74	109

②地域相談支援（地域移行支援）

入所施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人を対象に、初期段階（地域移行支援計画の作成、対象者への地域生活移行に向けた訪問相談等）、中期段階（社会見学・事業所体験等の同行支援、自宅・グループホーム等への体験宿泊、関係機関との調整等）、終期段階（住居の確保、生活物品の購入時等の同行支援等）と地域生活への移行に向けた段階的な支援を行います。

<地域相談支援（地域移行支援）サービスの見込量>

単位：人／月

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
備	前 圏 域	58	58	58
備	中 圏 域	32	32	32
美	作 圏 域	20	21	22
合 計		110	111	112
再 掲	倉敷・井笠圏域	25	25	25
	高梁・新見圏域	7	7	7
	津山・勝英圏域	16	16	16
	真庭圏域	4	5	6

③地域相談支援（地域定着支援）

入所施設や精神科病院から退所・退院した障害のある人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などを対象に、緊急の事態に対応して速やかに駆けつけられる常時の連絡体制を確保するとともに、緊急訪問・緊急対応等を実施します。

<地域相談支援（地域定着支援）サービスの見込量>

単位：人／月

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
備	前 圏 域	292	349	364
備	中 圏 域	75	98	114
美	作 圏 域	68	74	78
合 計		435	521	556
再 掲	倉敷・井笠圏域	51	67	80
	高梁・新見圏域	24	31	34
	津山・勝英圏域	47	50	54
	真庭圏域	21	24	24

2 指定障害者支援施設の必要入所定員総数等

特定障害福祉サービス（生活介護及び就労継続支援（B型））及び施設入所支援サービスについての必要なサービス量又は入所定員総数は、1の必要なサービス見込量を踏まえ、それぞれ次のとおりとします。

特にこれらのサービスについては、必要なサービス量の範囲内で、サービス基盤の整備を進めることとしますが、その取扱いについては、必要に応じた見直しなど、柔軟な対応を図っていきます。

（これらのサービスは、障害者自立支援法第36条第4項及び第38条第2項の規定により、指定の申請があった場合において既に必要なサービス量に達しているとき等には、指定をしないことができることとされています。）

（1）特定障害福祉サービス

障害者自立支援法第36条第4項の規定に定める各年度ごとの特定障害福祉サービスの区分ごとの必要な量は、1のサービスの見込量を踏まえ、次のとおりとします。

①生活介護

単位：人

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
備 前 圏 域	1,377	1,441	1,486
備 中 圏 域	1,313	1,368	1,426
美 作 圏 域	614	635	647
合 計	3,304	3,444	3,559

②就労継続支援（B型）

単位：人

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
備 前 圏 域	1,032	1,067	1,108
備 中 圏 域	1,007	1,073	1,152
美 作 圏 域	382	404	427
合 計	2,421	2,544	2,687

※この数値は1のサービスの見込量を踏まえ、定員換算したものです。

(2) 必要入所定員総数

障害者自立支援法第38条第2項の規定による各年度の指定障害者支援施設の入所定員総数（全県域）は、第2期計画の平成23年度における必要入所定員総数及び1のサービスの見込量を踏まえ、次のとおりとします。

単位：人

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全 県 域	2,482	2,482	2,482

※平成26年度の定員総数の算定に当たっては、施設運営上必要な空床率を2%と見込み、同年度の利用見込量に1.02を乗じて算出しました。

※第2期計画における平成23年度の必要入所定員総数が2,482人であることから、第3期計画期間中は、同数を維持することとします。

障害者自立支援法（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第36条

4 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第1項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第89条第2項第1号の規定により都道府県が定める区域とする。）における当該申請に係る指定障害福祉サービスの量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

（指定障害者支援施設の指定）

第38条

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第89条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることとなると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

3 圏域ごとの障害福祉サービスの見直し及び基盤整備の方策

障害のある人の地域生活や一般就労への移行を、県内全ての地域で効果的に促進するためには、地域における障害福祉サービスの利用状況や地域の実情を踏まえ、地域ごとに必要な障害福祉サービスの基盤整備を促進していくことが必要です。

このため、障害保健福祉圏域（サブ圏域を含めた5圏域）を単位として、市町村の実施状況を踏まえ、それぞれの圏域における障害福祉サービスの種類及び量の見直しを明らかにしました。

（1）備前圏域

ア 現状

備前圏域は、県南東部の5市2町で構成され、圏域の人口は920,138人（平成23年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は47,744人で、圏域の総人口の5.2%となっています。

この圏域には、重度障害者等包括支援及び療養介護以外の障害福祉サービス提供事業所がありますが、全事業所の7割以上の事業所が岡山市にあります。

イ 課題

（ア）地域生活への移行の観点

共同生活援助、共同生活介護の利用ニーズは高いものの、地域生活への移行素を促進するための整備が充分とは言えないため、グループホーム、ケアホームの整備を一層促進する必要があります。

（イ）一般就労への移行の観点

就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）が高い伸びを示しており、雇用情勢の厳しい状況等が続いているため、福祉的就労が増えていますが、障害のある人の勤労意欲の向上や就労機会の提供に向けた取組が必要です。

（ウ）相談支援体制の充実の観点

相談支援制度の拡充に伴う対象者増に対応するため、相談支援体制を充実させるとともに、障害種別に応じて適切に対応できる資質の確保や、事業者と障害福祉サービス事業者との連携の仕組みづくりが必要です。

また、市町村が設置している地域自立支援協議会等を活用して、関係者間のネットワーク化を図り、相談支援体制を一層強化していく必要があります。

ウ サービスの見込量等

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】
訪問系サービス	1,243	26,897	1,345	29,454	1,426	30,976
日中活動系サービス	【人日／月】		【人日／月】		【人日／月】	
生活介護	1,377	26,902	1,441	28,157	1,486	28,950
自立訓練(機能訓練)	10	202	10	202	12	246
自立訓練(生活訓練)	81	1,856	91	2,059	102	2,272
就労移行支援	242	4,259	267	4,756	311	5,559
就労継続支援(A型)	535	10,469	567	11,096	598	11,713
就労継続支援(B型)	1,032	17,671	1,067	18,285	1,108	18,985
療養介護	42		43		44	
短期入所	186	965	208	1,058	232	1,118
居住系サービス(GH・CH)	454		482		505	
施設入所支援	936		922		909	
相談支援						
計画相談支援	669		1,230		1,836	
地域移行支援	58		58		58	
地域定着支援	292		349		364	

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の特性に応じたホームヘルパーの確保や訪問系サービスの充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホーム、ケアホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援、就労継続支援(A型)事業所の確保に努めるとともに、公共職業安定所等関係機関との連携を一層強化し、就労促進、職場定着への支援の充実を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、市町村が設置している地域自立支援協議会等を活用して、障害福祉サービス提供事業者の連携強化、関係者間のネットワークの強化を図り、相談支援体制を一層強化します。

(2) 備中圏域

①倉敷・井笠サブ圏域

ア 現状

倉敷・井笠サブ圏域は、県南西部の5市3町で構成され、圏域の人口は、713,166人（平成23年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は35,061人で、圏域人口の4.9%となっています。

この圏域には、全ての障害福祉サービス提供事業所がありますが、その6割以上が倉敷市にあります。

イ 課題

(ア) 地域生活への移行の観点

訪問系、日中活動系ともに事業所は増加していますが、圏域内における地域偏在が生じており、地域性等を考慮した事業所の適正配置が必要となっています。

グループホーム、ケアホームは、現在の定員では利用見込量に対して不足するため、整備が必要です。

(イ) 一般就労への移行の観点

雇用情勢の厳しい状況が続いているため、障害のある人の就労機会を広げる取組が必要です。

(ウ) 相談支援体制の充実の観点

地域生活の移行を推進する上でも身近な相談場所の確保が必要であり、地域自立支援協議会の活用、地域活動支援センターの確保が必要です。

障害福祉サービスを必要としている障害のある人に対し、障害福祉サービス等について周知を図る必要があります。

ウ サービスの見込量等

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】
訪問系サービス	1,049	16,940	1,124	18,262	1,190	19,444
日中活動系サービス	【人日／月】		【人日／月】		【人日／月】	
生活介護	1,157	21,520	1,195	22,242	1,236	23,020
自立訓練(機能訓練)	4	84	4	84	4	84
自立訓練(生活訓練)	68	1,083	74	1,180	82	1,328
就労移行支援	121	2,203	145	2,686	169	3,167
就労継続支援(A型)	205	3,983	250	4,911	297	5,880
就労継続支援(B型)	928	16,996	992	18,182	1,068	19,565
療養介護	15		15		16	
短期入所	143	698	157	774	171	847
居住系サービス(GH・CH)	414		451		488	
施設入所支援	868		887		906	
相談支援						
計画相談支援	236		410		602	
地域移行支援	25		25		25	
地域定着支援	51		67		80	

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の特性に応じたホームヘルパーの確保や訪問系サービス提供事業所の適正配置を含めたサービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホーム、ケアホームの整備を推進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援、就労継続支援(A型)事業所の確保に努めるとともに、就業・生活支援センター、企業、地域自立支援協議会など関係機関との連携を深めて、職場開拓、就労促進、職場定着への支援の充実を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、地域自立支援協議会、地域活動支援センター等を活用して、事業者相互の連携強化、関係者間のネットワーク化を図り、身近な相談場所の確保など相談支援体制を一層強化していきます。

相談支援や障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービスの周知を一層図ります。

②高梁・新見サブ圏域

ア 現状

高梁・新見サブ圏域は、県西北部の2市で構成され、圏域の人口は、68,102人（平成23年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は5,529人で、圏域人口の8.1%となっています。また、障害のある人の高齢化が進展しています。

この圏域には、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（B型）、短期入所、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援、相談支援についてのサービス提供事業所があります。

イ 課題

（ア）地域生活への移行の観点

訪問系サービス、グループホーム、ケアホーム等の充実とともに、地域の特性に応じた移動手段等の充実が必要です。

（イ）一般就労への移行の観点

雇用情勢の厳しい状況が続いているため、障害のある人の就労機会を広げる取組が必要です。

（ウ）相談支援体制の充実の観点

地域自立支援協議会の活用とともに、相談支援事業者、市等の関係機関が連携した取組を一層推進する必要があります。

ウ サービスの見込量等

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】
訪問系サービス	34	311	38	314	42	345
日中活動系サービス	【人日／月】		【人日／月】		【人日／月】	
生活介護	156	3,222	173	3,573	190	3,925
自立訓練(機能訓練)	1	22	1	22	1	22
自立訓練(生活訓練)	15	389	18	471	21	480
就労移行支援	29	582	42	837	52	1,054
就労継続支援(A型)	8	156	14	290	21	424
就労継続支援(B型)	79	1,332	81	1,367	84	1,418
療養介護	1		1		1	
短期入所	11	73	13	87	14	94
居住系サービス(GH・CH)	98		109		117	
施設入所支援	150		149		147	
相談支援						
計画相談支援	60		115		179	
地域移行支援	7		7		7	
地域定着支援	24		31		34	

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、居宅介護や行動援護等の訪問系サービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホーム、ケアホームの整備を促進します。

(イ) 一般就労の支援の充実

事業者の新規参入等による就労移行支援、就労継続支援(A型)事業所の確保に努めるとともに、地域自立支援協議会のネットワークを活用した職場開拓、就労促進、職場定着の促進を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、地域自立支援協議会を活用して、自治体、相談支援事業者等の関係機関が連携した取組を一層推進していきます。

相談支援や障害者週間の場合や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。

(3) 美作圏域

①津山・勝英サブ圏域

ア 現状

津山・勝英サブ圏域は、県北東部の2市5町1村で構成され、圏域の人口は、189,475人（平成23年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は14,310人で、圏域人口の7.6%を占めています。また、障害のある人の高齢化が進展しています。

この圏域には、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、療養介護以外の障害福祉サービス提供事業所がありますが、これらの全事業所の約6割の事業所が津山市にあります。

イ 課題

(ア) 地域生活への移行の観点

グループホーム、ケアホームは現在の定員では利用見込量に対して不足するため、整備が必要です。

訪問系サービス事業者におけるヘルパーの確保や障害種別等に応じて適切に対応できる資質の確保が必要です。

(イ) 一般就労への移行の観点

一般就労移行の促進の観点から、就労移行支援事業所の資質の向上を図る必要があります。

障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携に取り組んでいく必要があります。

(ウ) 相談支援体制の充実の観点

より専門性を高めるなど、事業者の資質の向上を図る必要があります。

地域自立支援協議会において、地域の困難ケースについて取り上げて検討する必要があります。

圏域内の事業状況について、サービスを必要とする障害のある人への周知を一層図る必要があります。

ウ サービスの見込量等

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】
訪問系サービス	205	2,754	218	2,896	231	3,029
日中活動系サービス	【人日／月】		【人日／月】		【人日／月】	
生活介護	481	9,193	487	9,293	494	9,413
自立訓練(機能訓練)	3	62	3	62	3	62
自立訓練(生活訓練)	35	713	38	777	42	862
就労移行支援	36	708	49	967	53	1,047
就労継続支援(A型)	54	1,113	57	1,199	62	1,329
就労継続支援(B型)	274	4,878	287	5,062	299	5,266
療養介護	6		6		7	
短期入所	73	470	76	479	80	493
居住系サービス(GH・CH)	185		195		205	
施設入所支援	364		367		368	
相談支援						
計画相談支援	123		232		353	
地域移行支援	16		16		16	
地域定着支援	47		50		54	

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、居宅介護や行動援護等の訪問系サービスや重度の障害のある人を介護している家族のレスパイトの視点から短期入所サービス提供体制の充実を促進します。

(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の資質の向上を図るとともに、就労継続支援(A型)事業所の確保に努めます。

障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携や、地域自立支援協議会のネットワークを活用し、職場開拓、就労促進、職場定着の促進を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援事業者等の関係機関が連携した取組を一層推進していきます。

相談支援や障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。

②真庭サブ圏域

ア 現状

真庭サブ圏域は県北部の1市1村で構成され、圏域の人口は49,525人（平成23年4月1日現在）で、このうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は3,473人で、圏域人口の7.0%を占めています。また、障害のある人の高齢化が課題となっています。

この圏域には、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）、短期入所、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援、相談支援の障害福祉サービス提供事業所が真庭市にあります。

イ 課題

（ア）地域生活への移行の観点

訪問系サービス事業者におけるヘルパーの確保や障害種別等に応じて適切に対応できる資質の確保が必要です。

（イ）一般就労への移行の観点

地域自立支援協議会を通じて、企業等へ障害のある人の雇用に対する普及啓発を図っていく必要があります。

また、通勤手段として公共交通等の確保を図る必要があります。

（ウ）相談支援体制の充実の観点

より専門性を高めるなど、事業者の資質の向上を図る必要があります。

圏域内の事業の状況について、サービスを必要とする障害のある人への周知を一層図る必要があります。地域自立支援協議会の活動において関係機関の連携を一層深める必要があります。

ウ サービスの見込量等

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】
訪問系サービス	45	630	56	735	67	870
日中活動系サービス	【人日／月】		【人日／月】		【人日／月】	
生活介護	133	2,796	148	3,111	153	3,216
自立訓練(機能訓練)	3	63	4	84	5	105
自立訓練(生活訓練)	10	210	12	252	15	315
就労移行支援	12	252	12	252	13	275
就労継続支援(A型)	7	147	9	189	19	399
就労継続支援(B型)	108	2,270	118	2,480	128	2,690
療養介護	15		15		15	
短期入所	7	21	10	30	13	39
居住系サービス(GH・CH)	66		71		80	
施設入所支援	99		101		103	
相談支援						
計画相談支援	40		74		109	
地域移行支援	4		5		6	
地域定着支援	21		24		24	

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、真庭市を中心とした
居宅介護等の訪問系サービスのヘルパーの確保や資質の向上のほか、重度の障
害のある人を介護している家族のレスパイトの視点から短期入所サービスの提
供体制の充実を促進します。

(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援、就労継続支援(A型)事業所の確保に努めるとともに、地域
自立支援協議会を中心に企業等への働きかけを通じた職場開拓等を促進しま
す。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行
えるよう、相談支援専門員等の関係機関が連携した取組を一層推進していきま
す。

相談支援や障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対す
る障害福祉サービス等の周知を一層図ります。

4 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行の促進

県、市町村、精神科病院の医師、福祉サービス事業者、家族会、当事者団体等で構成される協議会を設置し、地域移行に向けた体制整備のための調整や研修を実施するとともに、地域体制整備コーディネーターの配置、ピアサポーターの活用、地域住民との交流事業等を実施します。

また、精神障害者アウトリーチ（訪問支援）により、精神科病院に長期入院の後に退院した人や入退院を繰り返す人などを対象に、必要な支援を適切に提供するため、保健医療スタッフと保健福祉スタッフ等から構成される多職種による支援体制（アウトリーチチーム）を整備し、包括的な支援を行います。

さらに、障害者自立支援法改正により個別給付化された地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のサービス提供等を通じて、入院中の精神障害のある人の地域移行、地域定着を推進していきます。